

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 2 月28日
【会社名】	J F E コンテナー株式会社
【英訳名】	JFE Container Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中 島 廣 久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区岩本町三丁目 2 番 4 号
【電話番号】	(03)5822 - 6701 (代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 村上伸二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町三丁目 2 番 4 号
【電話番号】	(03)5822 - 6703
【事務連絡者氏名】	企画部長 村上伸二
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目 8 番16号)

1 【提出理由】

当社は、平成24年2月28日開催の取締役会において、当社子会社のＪＦＥ製缶株式会社（以下「甲」という。平成24年4月2日付でＪＦＥ製缶不動産株式会社に商号変更予定）は、新たにＪＦＥ製缶株式会社（以下「乙」という）を設立し、甲の営む事業の一部及びこれらに附随する事業（以下「本件事業」という）を乙に承継させる新設分割を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

（１）新設分割の目的

甲と太陽製罐株式会社との経営統合に向け、甲を土地・建物保有会社（＝ＪＦＥ製缶不動産株式会社）と事業会社（＝ＪＦＥ製缶株式会社）に分割することといたしました。

（２）新設分割の方法、新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

新設分割の方法

乙は、甲から本件事業に関する権利義務を承継して甲により設立される新設分割です。

新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

乙は、新設分割に際して、普通株式756,702株を発行し、新設分割により承継する権利義務に代えて、そのすべてを甲に割当交付いたします。

その他の新設分割計画の内容

当社が平成24年2月28日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は後記のとおりであります。

（３）新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

甲単独での新設分割であり、乙の株式のみが甲に割当てられるため、第三者機関による算定は実施しておりません。割当て株式数につきましては、乙の資本金等の額を考慮して決定いたしました。

（４）新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 　　ＪＦＥ製缶株式会社

本店の所在地 兵庫県伊丹市北河原三丁目1番43号

代表者の氏名 福田 真

資本金 　　80,000,000円

純資産の額 現時点では確定しておりません。

総資産の額 現時点では確定しておりません。

事業の内容 　　1. 容器の製造、加工ならびに販売

　　　　　　2. 容器製造に関する鋼板および口金、締輪、塗料の仕入れ販売に関する業務

　　　　　　3. 容器の塗装、組立て、フォークリフトによる運搬の用役サービス業務

　　　　　　4. 前各項に付帯または関連する業務

分割計画書

J F E 製缶株式会社（以下「甲」という。平成24年4月2日付でJ F E 製缶不動産株式会社に商号変更予定。）は、新たにJ F E 製缶株式会社（以下「乙」という）を設立し、甲の営む事業の一部及びこれらに附帯する事業（以下「本件事業」という）を乙に承継させる新設分割に関し、次のとおり新設分割計画書を定める。

第1条（新設分割）

乙は、本計画書の定めるところに従い、新設分割により、甲から本件事業に関する権利義務を承継して甲により設立される。

第2条（乙の定款記載事項）

乙の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数並びにその他定款で定める事項は、別紙「J F E 製缶株式会社定款」記載のとおりとする。

なお、乙の本店所在場所は次のとおりとする。

本店所在場所：兵庫県伊丹市北河原三丁目1番43号

第3条（乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

乙の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

（設立時取締役）福田 真、神尾 均、近石 保、針間矢 亮治、田辺 誠一

（設立時監査役）安田 顯

第4条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

乙は、甲から、本件事業に関する一切の資産、負債、契約上の地位、本件事業に従事する従業員（パート、アルバイト含む）との雇用契約その他の権利義務を承継する。ただし、本分割計画書に添付する一覧表（別紙「承継権利義務明細表」）は、基準日である平成23年9月30日現在のものであり、分割に際して、分割期日における一覧表をすみやかに作成するものとする。

第5条（対価の交付）

乙は、分割に際して、甲に対して本件事業の対価として、普通株式756,702株を発行する。

甲は、前項の株式全部を分割期日前日最終の甲の株主名簿に記載された甲の株主に対して、剰余金として配当する。

第6条（新設分割設立会社の資本の額および準備金）

乙の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。ただし、分割の効力発生日前日における甲の資産及び負債の状態により、これを変更することができる。

(1) 資本金：金80,000,000円

(2) 上記以外の資本準備金その他の額：会社計算規則の規定に従い、甲が定める

第7条（乙の成立日）

乙の設立の予定日（以下「乙の成立の日」という）は、平成24年4月2日とする。ただし、手続きの進行に応じて必要あるときは、甲の取締役会の承認を得て、これを変更することができる。

第8条（分割承認決議）

甲は、分割期日までに、それぞれ本計画の承認及び新設分割に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

第9条（条件の変更）

本分割計画書作成後、乙の成立の日に到るまでの間に、前条に定める甲の適法な機関決定が得られないとき、法令に定められた関係官庁の承認が得られないとき、または天災事変その他の事由により、本権利義務に重大な変動が生じたときは、甲は、必要に応じて本分割計画書を変更し、または本件分割を中止することができる。

第10条（規定外事項）

本分割計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、甲がこれを決定することができる。

以上

平成24年2月13日

兵庫県伊丹市北河原三丁目1番43号
（甲） J F E 製缶株式会社
代表取締役 福田 真

(別紙)

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、J F E 製缶株式会社と称する。

英文では J F E C A N C o . , L t d . と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 容器の製造、加工ならびに販売
2. 容器製造に関する鋼板および口金、締輪、塗料の仕入れ販売に関する業務
3. 容器の塗装、組立て、フォークリフトによる運搬の用役サービス業務
4. 前各項に付帯または関連する業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を兵庫県伊丹市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役の他、次の機関を置くものとする。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2 0 0 万株とする。

(株式の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の発行する株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載または記録の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求する には、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載または記録された者またはその

相続人その他の一般承継人および株式取得者が、署名または記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

（質権の登録および信託財産の表示）

第10条 当会社の株式について質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

（手数料）

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基準日）

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。

前項の他、株主または登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要がある場合には、2週間前に公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使できる株主または登録株式質権者としてすることができる。

（株主の住所等の届出等）

第13条 当会社の株主、登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

届出をしない者に対しては、そのために生じた損害について、当会社はその責任を負わない。

（募集株式の発行）

第14条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。

前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限および払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。

株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項および会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決定により定める。

第 3 章 株 主 総 会

（招集の時期）

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

（招集者）

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合の他、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集する。た

だし、社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役がこれを招集する。

株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときは、この限りではない。

（議長）

第17条 株主総会の議長は社長がこれにあたる。ただし、社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。

（決議の方法）

第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によってこれを行う。

会社法第309条第2項の規定によるものとされる株主総会の決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第19条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、この場合には株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第20条 株主総会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役

（取締役の員数）

第21条 当会社の取締役は、10名以内を置く。

（取締役の選任）

第22条 取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらない。

（取締役の任期）

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠または増員により就任した取締役の任期は、前任取締役または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役および役付取締役）

第24条 取締役会の決議をもって取締役社長を1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

代表取締役は取締役会の決議をもって前項の取締役中から選定する。

第 5 章 取締役会

（取締役会の招集通知）

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

取締役および監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の招集者および議長）

第26条 取締役会は社長がこれを招集し、その議長となる。

社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役がこれに当たる。

（取締役会の決議の方法）

第27条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数によってこれを行う。

（取締役会の決議の省略）

第28条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第29条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所 ならびに議事の経過の要領および結果、その他の事項を書面をもって議事録を作成し、出席した取締役および監査役が記名捺印する。

議事録は、取締役会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

（取締役会規則）

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款の他、取締役会に定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第31条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 監査役

（監査役の数）

第32条 当会社の監査役は、2名以内を置く。

（監査役の選任）

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（監査役監査規程）

第35条 監査役の職務に関する事項は、法令または本定款の他、監査役監査規程による。

（監査役の報酬等）

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第37条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当金）

第39条 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始日から満3年を経過したときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

第 8 章 附 則

（本店所在場所）

第41条 当会社の本店所在場所は、次のとおりである。

本店所在場所： 兵庫県伊丹市北河原三丁目1番43号

（設立時取締役、設立時代表取締役および設立時監査役）

第42条 当会社の設立時取締役、設立時代表取締役および設立時監査役は、次のとおりである。

設立時取締役 福田 真

設立時取締役 神尾 均

設立時取締役 近石 保

設立時取締役 針間矢 亮治

設立時取締役 田辺 誠一

設立時監査役 安田 顯

神奈川県横浜市旭区若葉台四丁目 1 0 番 7 0 4 号

設立時代表取締役 福田 真

（最初の事業年度）

第43条 当会社の最初の事業年度は、定款第37条の定めに関わらず、当会社の成立の日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までとする。

（附則の削除）

第44条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

上記定款は、分割により兵庫県伊丹市北河原三丁目 1 番 4 3 号 J F E 製缶株式会社設立のため作成したものであり、本定款はその分割が効力を生じた時からこれを施行する。

(別紙)

JFE製缶株式会社
代表取締役 福田 真
会社分割期日 平成24年4月2日

承継権利義務明細表

1. 資産及び負債

J F E 製缶株式会社

承継貸借対照表

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
[流動資産]	[1,945,459,578]	[流動負債]	[1,393,398,120]
現金及び預金	123,865,564	支払手形	264,877,908
受取手形	856,744,039	買掛金	977,153,530
売掛金	534,780,835	未払金	93,622,003
棚卸資産	425,735,203	その他の流動負債	57,744,679
その他の流動資産	4,904,458		
貸倒引当金	570,521		
[固定資産]	[361,014,993]	[固定負債]	[34,537,549]
(有形固定資産)	(296,959,796)	繰延税金負債	2,594,734
建物	-	退職給付引当金	27,792,815
機械装置	270,412,083	役員退職慰労引当金	4,150,000
土地	-		
その他有形固定資産	26,547,713	負債の部合計	1,427,935,669
(無形固定資産)	(37,866,549)	[株主資本]	[878,538,902]
(投資その他の資産)	(26,188,648)	(資本金)	(80,000,000)
投資その他の資産	31,649,637	資本金	80,000,000
投資その他の資産	5,460,989	(資本剰余金)	(731,068,264)
貸倒引当金		資本準備金	731,068,264
		(利益剰余金)	(67,470,638)
		利益準備金	5,700,000
		別途積立金	362,900,000
		繰越利益剰余金	301,129,362
		純資産の部合計	878,538,902
資産の部合計	2,306,474,571	負債・純資産合計	2,306,474,571

新会社は当会社から、本件事業に属する資産及び負債並びにこれに付随する権利及び義務を承継するものとし、その明細は上記のとおりとする。

なお、対象資産及び負債の評価は、原則として平成23年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日までの増減を加減した一切の資産及び負債並びに権利及び義務を分割期日において、新会社に承継する。